

令和2年2月19日公表時点からの主な変更点

(1) 実施方針

	修正前（令和2年2月19日時点）	修正後（令和2年4月15日時点）
表紙、P. 1、11、12、28、38	実施方針 <u>(案)</u>	実施方針
P. 1 第1-1	本実施方針 <u>(案)</u> は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定等を行うにあたって、P F I 法第5条第1項の規定に <u>基づいて市が策定する実施方針に記載を予定している</u> 実施条件に関する事項について記載したものである。	本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定等を行うにあたって、P F I 法第5条第1項の規定に <u>基づく</u> 実施条件に関する事項について記載したものである。
P. 18、19、25、37	実施方針	<u>本</u> 実施方針
P. 12 第3-1-(6)-ア-(ウ)	工事完成検査 <u>手続き</u>	工事完成検査
P. 25 第4-3	<u>4～5月</u> 実施方針に関する説明会	<u>4月</u> 実施方針に関する質問の受付

(2) 要求水準書(案)

	修正前 (令和2年2月19日時点)	修正後 (令和2年4月15日時点)
P.1、4	実施方針 <u>(案)</u>	実施方針
P.4 第1-5-(1)-ウ	工事完成検査 <u>手続き</u>	工事完成検査
P.46 第4-3-(7)-エ-注3	・(株)大阪水道総合サービス((財)大阪水道技術協会を含む。)による耐震防食型分水栓穿孔講習会修了者。	・(株)大阪水道総合サービス((財)大阪水道技術協会 <u>及び(財)大阪市水道事業サービス協会</u> を含む。)による耐震防食型分水栓穿孔講習会修了者。